

【健康保健センター】施設利用に際しての予防対策ガイドライン

令和2年5月 25 日制定

令和2年8月 31 日改定

佐渡市市民生活課健康推進室

新型コロナウイルス感染拡大防止と健康保健センター(以下「センター」という。)での活動の両立を進めるために、「新しい生活様式」の実践を図りながら、センター内における感染拡大防止対策の基本的な考え方を示すものである。

本ガイドラインは、今後の対応方針の変更のほか、感染拡大の動向等を踏まえ、適宜改定を行うものとする。

1 対策の期間

○5月26日から当分の間

2 感染防止のための基本的な考え方

施設管理者は、センターの規模や利用の形態を十分に踏まえて、センター内及びその周辺地域において、職員及びセンターの日直等の業務を受託する者(以下「職員等」という。)並びにセンター利用者(以下「利用者」という。)への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、以下の対策を講ずるものとする。

特に①密閉空間、②密集場所、③密接場面の3つの条件(いわゆる「三つの密」)のある場所では感染を拡大させるリスクが高いと考えられることから、これらを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないよう徹底する。

3 具体的な対策

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、職員等や利用者の動線や接触等のリスクを評価するとともに、実施事業によっては一定規模の人数移動等が想定されることもあるため、③集客施設としてのリスクや④地域における感染状況のリスクにも留意し、以下の対策を講じた上で利用させること。

(1) センター使用における感染防止対策

- ① できるだけ人との接触を避け、対人距離を確保(できるだけ2mを目安に)
- ② 館内各室の着席数の制限(椅子の数を減らして間隔をあける、互い違いに着席する等)。
- ③ その他必要な感染症予防対策
- ④ 具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断される場合は、施設使用に係る申請者(以下「主催者」という。)に対して、事業の自粛を促す。

(2) 利用者の安全確保のために実施すること。

- ① 次の項目に該当する方の利用は控えるよう周知する。
 - ・37.5 度以上(又は平熱比1度以上)の発熱がある場合
 - ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさや軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - ・過去2週間以内に感染流行地への訪問歴がある場合。ただし、発熱、息苦しさ、強いだるさや咳、咽頭痛などの症状がない場合は利用可能とする。
- ② 参加者の氏名及び緊急連絡先を把握するため、主催者に対して参加者名簿の提出を求める。また、主催者には、参加者の情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されうることを事前に周知するなど、個人情報を適切に取り扱う。
- ③ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底を促す。
- ④ 備品等の貸出物については十分な消毒を行うものとするが、十分な消毒が行えない場合は、貸出を行わないこととする。
- ⑤ パンフレット等の配布物は、できるだけ手渡しで配布せず、設置したものを参加者取る等の工夫をする。

(3) 職員等の安全管理のために実施すること

- ① 職員等に対して定期的な検温や健康記録を促し、特に 37.5 度以上(又は平熱比1度以上)の熱が記録された場合や、息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさや、咳・咽頭痛などの症状が記録された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、診断結果は市民生活課健康推進室で記録する。
- ② 咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。
- ③ 職員等に感染が疑われる場合には、保健所と連携し、濃厚接触者調査への情報提供に協力するとともに、施設の消毒や管理について保健所に相談し指導を受ける。

(4) センター利用に当たって特に留意すべきこと。

- ① 直接手で触れることができる展示物等はできるだけ展示しない。
- ② 各部屋において、できるだけ人との接触を避け、対人距離を確保できる人数に制限する。
- ③ 施設利用中に感染が疑われる者がでた場合、以下のとおり対応する。
 - ・速やかに別室へ隔離を行う。
 - ・対応する職員等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。
 - ・利用した部屋の換気を行う。
 - ・保健所と連携し、濃厚接触者調査への情報提供に協力するとともに、施設の消毒や管理について保健所に相談し指導を受ける。

(5) 施設管理

- ① 清掃、消毒、換気を実施する。
- ② 特に、他者と共有する物品(ペンなど)やドアノブなど手が触れる場合は定期的に消毒を行うとともに、手が触れる機会が最低限となるよう工夫する。(例:ドアを開けておく。)
- ③ 高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、蛇口、手すりなど)については、定期的に消毒を行う。
- ④ 受付等においては、ガラス窓などにより職員等と利用者との間を遮断し、飛沫感染を予防する。
- ⑤ 施設内での飲食は、最低1m(できるだけ2mを目安に)間隔をあけて座席を配置し、対面での飲食とならないよう席の位置を工夫する。
- ⑥ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ⑦ 清掃、ゴミの廃棄を行う場合は、マスクや手袋の着用を徹底し、廃棄作業を終えた後は、必ず石鹸と流水で手洗いを行う。

(6) ロビー、休憩スペース

- ① 間隔を置いたスペースとなるよう工夫する。
- ② 常時換気を行う。
- ③ テーブル、いす等の消毒を定期的に行う。

(7) 調理実習室

- ① 混雑時の入場制限を実施する。
- ② 換気を徹底する。
- ③ 調理器具、食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- ④ 調理室等を利用する者は、体調管理、マスクの着用及び手指消毒を徹底する。
- ⑤ 調理実習後飲食をする場合には、最低1m(できるだけ2mを目安に)間隔をあけて座席を配置し、対面での飲食とならないよう席の配置を工夫する。

(8) トイレ

- ① 不特定多数が接触する場所(便器、床、ドアノブなど)は、清拭消毒を行う。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ③ 清掃者は必ずマスクと手袋を着用し、可能であれば換気しながら清掃を行う。

(9) 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けたレベルごとの対応

- ① レベル3になった場合は、いったん閉館し、感染経路や濃厚接触者の足取り等がはっきりした段階で再開する。
- ② レベル4になった場合は、原則閉館し、再開については感染拡大状況に応じて検討する。

(10) 広報・周知

職員等及び利用者に対して、次の事項を周知する。

- ・社会的距離の確保の徹底
- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・健康管理の徹底
- ・差別防止の徹底
- ・本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応

【ご利用前にお読みください】

活動を始める前に参加者全員でご確認ください。確認シート及び当日参加者名簿を利用前に受付に提出してください。

施設で感染者が発生した場合に保健所に連絡できるように使用するものですので、ご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策確認シート

団体名 _____

利用日：令和 年 月 日(曜日)

利用時間： _____ ~ _____

部 屋： _____

	感染症対策確認項目	確認欄
1	発熱症状がみられる参加者はいない。	
2	息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ、軽度であっても咳やのどの痛みなどの症状が見られる参加者はいない。	
3-1	過去2週間以内に感染流行地を訪問した参加者はいない。	
3-2	過去2週間以内に感染流行地を訪問した参加者はいるが、発熱、息苦しさ、強いだるさや咳、咽頭痛などの症状がない。(該当者は参加者名簿の備考欄に記載すること。)	
4	全員マスクを着用している。	
5	活動開始前の手洗い、又は手指の消毒を行う。	
6	参加者同士の距離をできるだけ1m(できれば1m)程度空け、手の届く距離に集まらない活動である。	
7	近距離での会話や発声等を控える。	
8	会話程度以上の声は発しない。息が上がる激しい運動は活動から省く。	
9	飲食を伴う活動の場合は、手洗いの徹底、対面での会食を避ける、会話を控える等の対応を行う。	
10	直接、手と手の接触など身体的接触の活動は行わない。	
11	窓を開けて実施するか、定期的な換気を行う。可能であれば2方向の窓を同時に開け、適宜換気を行う。	
12	当日の参加者名簿を作成し、感染者が出た場合に参加者に連絡できる体制をとる。	

※3-2 感染流行地訪問後に発熱、息苦しさ、強いだるさや咳、咽頭痛などの症状があった方は、利用をお断りする場合があります。

○参加者名簿

団体名: _____ 利用する部屋 _____

利用日: 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 利用目的 _____

施設で感染者が発生した場合に保健所に連絡できるように使用するものですので、ご協力を
 お願いします。

No.	氏名	地区(行政区)	電話	備考 (2週間以内に感染 流行地訪問がある 場合など記載)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				